

V 予 防 行 政

1. 防火管理制度

(1) 防火対象物と防火管理者

平成29年4月1日現在、消防法令別表Iで150㎡以上の対象物は、34,048件である。

なお、多数の者が勤務し、又は出入りする防火対象物については、防火管理者を選任し、消防計画を作成して、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けているが、その選任状況は次のとおりである。防火管理者を養成するための講習は、(一財)奈良県防災安全協会が実施している。

防 火 対 象 物 数 と 防 火 管 理 者 数

平成29年4月1日現在

		防火管理実施 業務対象物数	防火管理者 選任対象物	選任率 (%)	消防計画作成 済防火対象物	作成率 (%)
1-イ	劇場等	27	25	92.6	23	85.2
1-ロ	集会場等	1,339	685	51.2	618	46.2
2-イ	キャバレー等	1	0	—	0	—
2-ロ	遊技場等	67	58	86.6	52	77.6
2-ハ	性風俗関連特殊営業等	0	0	—	0	—
2-ニ	カラオケボックス等	21	20	95.2	14	66.7
3-イ	待合・料理店等	5	4	80.0	4	80.0
3-ロ	飲食店	711	460	64.7	401	56.4
4	百貨店・マーケット	978	679	69.4	607	62.1
5-イ	旅館・ホテル	448	422	94.2	396	88.4
5-ロ	共同住宅等	1,411	898	63.6	761	53.9
6-イ	病院等	166	139	83.7	125	75.3
6-ロ	社会福祉施設等	346	317	91.6	294	85.0
6-ハ	老人デイサービスセンター等	380	354	93.2	340	89.5
6-ニ	幼稚園等	152	147	96.7	135	88.8
7	学校	405	382	94.3	333	82.2
8	図書館等	50	41	82.0	35	70.0
9-イ	蒸気浴場	6	5	83.3	3	50.0
9-ロ	他の公衆浴場	28	21	75.0	16	57.1
10	停車場	3	3	100.0	3	100.0
11	神社・寺院	228	148	64.9	131	57.5
12-イ	工場・作業場	293	226	77.1	192	65.5
12-ロ	スタジオ	2	2	100.0	2	100.0
13-イ	駐車場	6	4	66.7	3	50.0
13-ロ	格納庫	0	0	—	0	—
14	倉庫	59	34	57.6	28	47.5
15	事務所等	846	623	73.6	525	62.1
16-イ	特定複合用途施設	1,877	1,095	58.3	926	49.3
16-ロ	一般複合用途施設	287	192	66.9	151	52.6
16/2	地下街	0	0	—	0	—
16/3	準地下街	0	0	—	0	—
17	文化財建造物	50	45	90.0	42	84.0
18	アケド	0	0	—	0	—
計		10,192	7,029	69.0	6,160	60.4

(2) 消防用設備の設置状況

防火対象物は、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないことになっている。

特定防火対象物の消防用設備設置状況

平成29年4月1日現在

	自動火災報知器			スプリンクラー			屋内消火栓		
	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数
1-イ 劇場等	35	33	0	3	3	0	23	23	0
1-ロ 集会場等	396	382	4	9	8	0	73	66	4
2-イ キャバレー等	1	1	0	0	0	0	0	0	0
2-ロ 遊技場等	72	72	0	5	5	0	21	20	0
2-ハ 性風俗関連特殊営業等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-ニ カラオケボックス等	24	22	3	0	0	0	4	3	0
3-イ 待合・料理店等	8	8	0	0	0	0	2	2	0
3-ロ 飲食店	307	298	9	0	0	0	11	11	0
4 百貨店・マーケット	798	784	16	103	102	0	131	125	5
5-イ 旅館・ホテル	631	623	5	16	16	0	298	294	1
6-イ 病院等	335	329	0	74	71	1	51	50	0
6-ロ 社会福祉施設等	106	105	1	460	458	1	33	33	0
6-ハ 老人デイサービスセンター等	581	573	3	35	35	0	58	54	1
6-ニ 幼稚園等	242	240	0	2	2	0	28	27	0
9-イ 蒸気浴場	6	6	0	0	0	0	6	6	0
16-イ 特定複合用途施設	1,888	1,559	63	125	122	1	214	189	10
計	5,430	5,035	104	832	822	3	953	903	21

(3) 防災物品の使用状況

居室内の物品を燃えにくいものにし、出火時の燃焼の進行を抑制することが火災予防上必要であることから、不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物において使用するカーテン、じゅうたん等の物品は、防災物品を使用することが義務づけられている。

防災防火対象物の防災物品使用状況（延べ面積150㎡以上）

平成29年4月1日現在

	対象 施設数	カーテン等			じゅうたん等			合 板		
		使 用	使用率	未使用	使 用	使用率	未使用	使 用	使用率	未使用
1-イ 劇場等	40	32	80.0	6	23	57.5	13	6	15.0	31
1-ロ 集会場等	981	537	54.7	210	408	41.6	339	153	15.6	693
2-イ キャバレー等	1	0	—	0	0	—	0	0	—	1
2-ロ 遊技場等	82	42	51.2	28	36	43.9	33	12	14.6	66
2-ハ 性風俗関連特殊営業等	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0
2-ニ カラオケボックス等	25	10	40.0	12	11	44.0	12	3	12.0	21
3-イ 待合・料理店等	9	3	33.3	4	2	22.2	6	0	0.0	8
3-ロ 飲食店	674	301	44.7	228	205	30.4	354	85	12.6	531
4 百貨店・マーケット	1,395	612	43.9	525	405	29.0	749	225	16.1	1,019
5-イ 旅館・ホテル	695	544	78.3	60	479	68.9	128	126	18.1	528
6-イ 病院等	593	371	62.6	101	274	46.2	208	80	13.5	441
6-ロ 社会福祉施設等	504	371	73.6	63	280	55.6	152	86	17.1	389
6-ハ 老人デイサービスセンター等	737	486	65.9	119	364	49.4	250	139	18.9	537
6-ニ 幼稚園等	273	180	65.9	22	112	41.0	104	32	11.7	206
9-イ 蒸気浴場	6	3	50.0	2	4	66.7	1	0	0.0	6
12-ロ スタジオ	3	2	66.7	0	2	66.7	1	1	33.3	2
16-イ 特定複合用途施設	1,180	468	39.7	446	325	27.5	657	34	2.9	1,103
16-ロ 一般複合用途施設	66	22	33.3	34	13	19.7	47	1	1.5	64
高層建築物	45	35	77.8	8	33	73.3	10	25	55.6	17
計	7,309	4,019	55.0	1,868	2,976	40.7	3,064	1,008	13.8	5,663

(4) 防火対象物定期点検報告制度

一定の防火対象物の管理について、権限を有する者に対し、防火対象物点検資格者による点検を義務づけ、その結果について、消防長又は消防署長への報告を行わせるとともに、消防法令遵守状況又は点検結果が優良なものについては、その旨を表示することができる制度である。

防火対象物定期点検報告実施状況

平成29年4月1日現在

		点検を要する防火対象物数		点検基準適合防火対象物数		認定用件適合防火対象物数 (特例認定)	
		1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)
1-イ	劇場等	23	0	6	0	5	0
1-ロ	集会場等	247	4	45	0	5	0
2-イ	キャバレー等	0	1	0	0	0	0
2-ロ	遊技場等	39	5	11	2	8	0
2-ハ	性風俗関連特殊営業等	0	0	0	0	0	0
2-ニ	カラオケボックス等	5	1	2	1	0	0
3-イ	待合・料理店等	0	1	0	0	0	0
3-ロ	飲食店	1	21	0	1	0	0
4	百貨店・マーケット	193	18	68	1	22	0
5-イ	旅館・ホテル	127	54	63	17	11	7
6-イ	病院等	36	16	16	3	3	1
6-ロ	社会福祉施設等	8	8	3	2	1	0
6-ハ	老人デイサービスセンター等	18	5	5	3	0	0
6-ニ	幼稚園等	6	1	2	0	0	0
9-イ	蒸気浴場	6	0	1	0	0	0
16-イ	特定複合用途施設	270	86	63	12	11	0
	計	979	221	285	42	66	8

(5) 消防設備士の試験と講習

県は、毎年消防法の規定に基づき消防設備士の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(一財)消防試験研究センターに委任して実施している。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対する義務講習の実施については(一社)奈良県防災安全協会に委託して実施している。

消防設備士試験実施状況

(単位：人)

		甲種							乙種							
		特	1類	2類	3類	4類	5類	計	1類	2類	3類	4類	5類	6類	7類	計
平成27年度	受験者数	60	336	116	124	470	152	1538	48	27	25	336	35	517	177	1,165
	合格者数	11	86	41	29	189	52	408	12	10	11	159	17	189	104	502
平成28年度	受験者数	56	342	126	126	595	135	1380	55	15	25	320	33	586	192	1,226
	合格者数	8	60	37	34	208	41	388	20	6	8	161	18	195	124	532

2. 危険物の規制

(1) 危険物の施設

消防法は、発火性又は引火性を有する危険物について保安上の規制を定めており、一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵や取り扱いをしてはならず、危険物施設を設置しようとする者は、市町村長等の許可を受け、その施設の使用に当たっては、完成検査を受けなければならないことになっている。

危険物施設数（設置許可施設数）

各年3月31日現在

	製造所数	貯蔵所数					取扱所数				合計	事業所
		屋内	屋外	地下	その他	計	給油所	販売所	一般取扱	計		
平成27年度	37	539	227	761	333	1,860	525	12	406	943	2,840	1,690
平成28年度	37	532	225	748	331	1,836	518	11	397	926	2,799	1,623
平成29年度	37	531	225	748	331	1,835	518	11	397	926	2,798	1,622

(2) 危険物取扱者の試験と講習

県は毎年消防法の規定に基づき危険物取扱者の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を（一財）消防試験研究センターに委任して実施している。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対する保安講習の実施については、（一社）奈良県防災安全協会に委託して実施している。

（単位：人）

	甲種	乙種							丙種	合計	
		1種	2種	3種	4種	5種	6種	計			
平成27年度	受験者数	251	157	148	165	2,525	159	162	3,316	135	3,702
	合格者数	78	111	95	117	775	107	114	1,319	77	1,474
平成28年度	受験者数	274	153	120	152	2,563	166	162	3,316	163	3,753
	合格者数	97	109	86	113	842	111	115	1,376	80	1,553

(3) 危険物施設に対する立入検査

危険物施設に対する立入検査及び措置命令件数

	平成27年度			平成28年度		
	立入検査		措置命令件数	立入検査		措置命令件数
	施設数	延べ回数		施設数	延べ回数	
製造所	29	34	1	26	26	0
貯蔵所	965	990	0	925	948	0
取扱所	510	532	0	519	526	6
計	1,504	1,556	1	1,470	1,500	6

3. 火災予防運動

(1) 全国火災予防運動

火災の大半が失火であり、住民一人一人が注意すれば、火災を減少させることができる。消防関係機関は毎年、全国一斉に火災予防週間を定めて火災予防運動を展開し、住民に対して防火意識の高揚を図っている。

全 国 火 災 予 防 運 動		平成29年度
	期 間	統 一 標 語
秋 季 全 国 火 災 予 防 運 動	11月9日～15日	「火の用心 ことばを形に 習慣に」
文 化 財 防 火 デ ー	1月26日	「みんなで 守ろう 文化財」
春 季 全 国 火 災 予 防 運 動	3月1日～ 7日	「火の用心 ことばを形に 習慣に」
全 国 山 火 事 予 防 運 動		「小さな火 大きな森を 破壊する」
車 両 火 災 予 防 運 動		

(2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、日頃火気を取り扱う機会が多い女性が、火災予防の知識を習得して、家庭における火災の防止に努め、地域の防火意識の高揚を図ることを目的として結成された組織で、平成29年4月1日現在、31組織が結成され、クラブ員数は1,681人である。

(3) 幼年、少年消防クラブ

幼年、少年消防クラブは、幼少年の頃から火災予防についての知識を身につけさせ、家庭や学校における火災の予防を図るために結成された組織で、平成29年5月1日現在、少年消防クラブは、1クラブ結成されており、クラブ員数は10人である。また、幼年消防クラブは、113クラブ結成されており、クラブ員数は6,436人である。